

議案第128号

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
(資本金) <u>第21条</u> 法人の資本金については、大阪市が <u>出資する法人の業務に必要な土地、建物、 器械備品及び構築物等とし、当該資本金の 額は、法人の成立の日における時価を基準 として大阪市が評価した承継されている権 利に係る財産の価額の合計額と承継されて いる義務に係る負債の価額の合計額との差 額に相当する金額95,900,522円とする。</u> [削る]	(資本金等) <u>第21条</u> 法人の資本金の額は、法第66条の2 第1項の規定により大阪市から法人に対し 出資されたものとされる金額とする。ただ し、大阪市が法人の成立の日以後に法人に 対して出資を行った場合は、法人は当該出 資に係る財産の出資の日現在における時価 を基準として大阪市が評価した価額により 資本金を増加するものとし、法人が法第42 条の2第1項又は第2項の規定により大阪 市からの出資に係る不要財産を大阪市に納 付した場合は、法人は同条第4項の規定に より資本金を減少するものとする。 2 大阪市からの出資に係る財産のうち土地 及び建物については、それぞれ別表に掲げ るものとする。 <u>別表</u> (第21条関係) [表 別紙 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部 分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

[別表 別紙]

1 土地

地 番	地積 (㎡)
都島区中野町 5 丁目 1 番 439	6, 573. 63
都島区中野町 5 丁目 1 番 472	765. 39
都島区中野町 5 丁目 1 番 476	4, 405. 20の内持分440, 520分の229, 183
都島区中野町 5 丁目 1 番 498	592. 06
都島区都島本通 2 丁目 12 番 1	16, 929. 25
都島区都島本通 2 丁目 19 番 1	1, 595. 05の内持分159, 505分の82, 984
淀川区野中北 2 丁目 10 番 6	12, 337. 51
住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番 1 (令和 元年11月不要財産として大阪市に納付)	14, 592. 02 (令和元年 8 月分筆)
住之江区東加賀屋 1 丁目 9 番 3 (令和 元年 8 月同 9 番 1 から分筆)	1, 138. 30

2 建物

施設名等		所 在	延べ面積 (㎡)
大 阪 市 立 総 合 医 療 センター	病院	都島区中野町 5 丁目 1 番地 439 及び 同区都島本通 2 丁目 12 番地 1	91,424.11
	病院分室	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	3,831.28
	患者家族等宿 泊施設	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	286.25
	看護師宿舎	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	1,760.64
	駐車場(1)	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	4,030.70 の 内 持 分 403,070 分の 393,691
	駐車場(2)	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	4,572.37 の 内 持 分 457,237 分の 454,274
	駐車場(3)・検 査用貸付床	都島区中野町 5 丁目 1 番地 476 及び 同区都島本通 2 丁目 19 番地 1	4,612.79
	医 師 宿 舎 A 棟・保育施設	都島区中野町 5 丁目 1 番地 472	1,069.02

	駐輪場・集塵庫（A棟）	都島区中野町5丁目1番地472	11.60
	医師宿舎B棟	都島区中野町5丁目1番地498	1,036.72
	駐輪場・集塵庫（B棟）	都島区中野町5丁目1番地498	14.58
大阪市立十三市民病院	病院	淀川区野中北2丁目10番地6	19,761.39
大阪市立住之江診療所（平成30年4月「大阪市立住吉市民病院」から変更）	病院（令和元年11月不要財産として大阪市内に納付）	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	11,365.69
	事務所(1)・倉庫(1)（令和元年11月不要財産として大阪市内に納付）	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	2,487.05
	事務所(2)（令和元年11月不要財産として	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	385.28

大阪市に納付)		
事務所(3) (令和元年11月不要財産として大阪市に納付)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	211.70
倉庫(2) (令和元年11月不要財産として大阪市に納付)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	1,183.80
倉庫(3) (令和元年11月不要財産として大阪市に納付)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	156.66
倉庫(4) (令和元年11月不要財産として大阪市に納付)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	66.10
機械室 (令和元年11月不要)	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	19.25

	財産として大 阪市に納付)		
	ポンプ室（令 和元年11月不 要財産として 大阪市に納付 ）	住之江区東加賀屋1丁目9番地1	12.24

備考 この表において、大阪市立総合医療センターの項中病院、医師宿舎A棟・保育施設及び駐輪場・集塵庫（A棟）並びに医師宿舎B棟及び駐輪場・集塵庫（B棟）以外のものに係る延べ面積は、これらが属する1棟の建物の延べ面積の内、それぞれの施設が専有する面積をいう。

令和7年9月18日提出

大阪市長 横山 英幸

説 明

法人の資本金に関する定めを改めるため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3－4 省 略